

中央大学記事（新学年の始業・入学試験及び編入試験・
補欠試験及び在外員試験・法科・経済科・商科・図書館
公開・第二十六回卒業証書授与式・学年試験問題）

〔『法学新報』第21巻8（245）号 明治44年9月1日〕

○中央大学記事

○新学年の始業 授業は例に依り来る十一日より開始すへし

○入学試験及び編入試験 大学本科への入学試験は来る七日及十六日の両度各科二年級以上の編入試験は来る九日を始めとして当分毎土曜日に専門部の入学試験随時挙行する筈なり

○補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くる能はさりし者の為め行ふ補欠試験は本月中旬を以て挙行し又在外員の学年試験は例年の通来る十月中旬より挙行の筈なるか在外員の卒業及び在外員より校内生に転学希望者近年著しく増加したれば本年も亦多数の受験者あるへし

○法科 英法科に於ては新学年より大に其刷新を行ひ『法学の進歩は駁駭底止する所を知らず故に之を授くるや亦務めて斬新なる理論を採取すへきは勿論なれとも徒に理論の末節に拘拘として実用の大本を閑却するは現今我法学界に於ける通弊なり』我国の法制を論するに当ては其母法たる独法の法理研究を等閑に付すへからざること言を俟たすと雖も由来実地応用の妙を極むるは英国法にして此長所を学得せしめんことを期するは実に吾建学の主旨たり爾來二十有六年其間業を卒へたる者既に六千に垂んとし各々社会の諸方面に活動して知名の士指を屈するに違あらず我学風の如何に付きては世上既に定評の存するあり本大学は自今以後十分此点に留意し学生をして益々実地応用の神髓を修得せしむるに力め以て活世界に活動する所の活人物を養成せんことを期す』との旨趣を公表して今や各賢孰れも英国法を教へざるものなきも我国法と之を併課するか故に勢ひ少数の時間を以て最も学習に困難なる同法を授けざるを得ず従て其学

科組織に付き熟慮を要すると同時に英国法に精通せる講師其人を得ざるへからすとなし新学年よりは土方、松波、山田、池田、二上の諸講師に嘱託し左の教科書に依りて英国法の大体を授け其足らざる点は之を講義に補ひ尚ほ一一我国法と対照して論評すへし

(一) 第一学年

Terry's Common Law.

Raleigh's Law of Property.

(二) 第二学年

Anson's Law Contracts,

Bigelow's Law of Torts.

(三) 第三学年

Rigelow's Elements of Equity.

Chalmers' Sale of Goods Act.

Pollock's Partnership Act,

Pitman's Company Law

Chalmer's Bills & Note.

L. Duckworth's Marine Insurance.

又法科の授業は従来午前より開始したるか故に業務の余暇を以て斯学を研究せんと欲する者に便ならされは新学年より同一講座を複置し夜間授業を特設して別に毎日午後五時より授業を開始する筈なれば法科学生は自己の都合に依り昼夜何れにても随意に選択修習することを得へし而して授業科目其他一切の学則は昼夜共に差異なし

新学年に於ける学科担任講師は左の如し

憲 法

法学博士 上杉 慎吉
法学士 立花 俊吉

行政法 法学博士 上杉 慎吉

刑 法

法学士 泉二 新熊
大場 茂馬

民法総論 法学博士 仁田井益太郎
(仁井田)

物 權 法

法学博士 富井 政章
法学士 西川 一男

債權法 法学博士 横田 秀雄
法学士 村上 恭一

親族法及相続法

法学博士 奥田 義人
法学士 牧野菊之助

商法総論及商行為 法学博士 松本 丞治

会社法 法学博士 岡野敬次郎

手形法 法学博士 岡野敬次郎

海商法 法学士 市村 富久

保険法 法学士 青山 衆司

刑事訴訟法 法学士 谷野 格

民事訴訟法 法学士 前田直之助
法学士 中込 宗造

破産法 法学士 前田直之助

国際公法 法学博士 中村 進午

国際私法 法学博士 山田 三良

経済学 法学博士 金井 延

財政学 法学士 馬場 鉄一

英国法及英語 法学士 池田寅二郎

法学士 岡田 実麿

法学士 山田喜之助

法学士 松波仁一郎

法学博士 浅田 栄次

法学士 二上 兵次

米國博言学 法学士 清水泰次郎

法学博士 土方 寧

独逸法学

- ドクトル、マテ 大場 茂馬
- ドクトル、マテ 渡辺 豊次
- ドクトル、マテ 法学士 木村 進
- 法学士 関場 偵次

○経済科 経済科は従来頗る商科に近似したるを以て新に政治学、政治史、外交史、社会学等を加へて学科組織を一変し就学者をして一般経済上及政治上の知識を学得せしめんことを期したり而して新学年に於ける学科担任講師は左の如し

- 経済学 法学博士 金井 延 貨幣論 法学士 杉 程次郎
- 農業政策 法学士 柳田 国男 交通政策 商学士 堀 光亀
- 信用並銀行論 商学士 内藤 章 商業政策 法学博士 関 一
- 殖民政策 法学博士 河津 暹 社会及工業政策 法学博士 桑田 熊藏
- 政治学 未 定 社会学 文学士 滝村 斐男
- 經濟史及經濟史 法学博士 福田 徳三 政治史及外交史 稲田周之助
- 財政学 法学士 馬場 鏝一 統計学 法学士 三浦 恵一
- 會計学及計算学 鹿野清次郎
- 經濟地理及貨物論 星野 太郎
- 理学士 奈佐 忠行
- 法学博士 仁井田益太郎
- 法学士 西川 一男
- 法学博士 富井 政章
- 法学博士 横田 秀雄
- 法学士 村上 恭一
- 商 法
- 法学博士 松本 烝治
- 法学博士 岡野敬次郎
- 法学士 青山 衆司

憲法及行政法 法学博士 上杉 慎吉 国際法

- 法学博士 中村 進午
- 法学博士 山田 三良

英語經濟及英語

- 米國博言學 岡田 実磨
- ドクトル 中島 信虎
- 法学士 浅田 栄次
- 法学士 三浦 恵一
- 清水泰次郎
- 法学士 杉 程次郎

○商科 商科は欧米最新の制度を参酌して関博士の立案せられたるものに係り学科組織授業方法及時間等主ら実用を旨とし創設以来三星霜を経本学年を以て漸く完成を見るに至り益其特長を發揮し殊に実習及び実践は内外實際の商況に精通せる諸名士に之を囑託したり而して各担任講師は左の如し

- 商業実務 石川 文吾
- 理学士 伊藤万太郎 商工經營論及 上田貞次郎
- 商学士 田崎 義介 内外商業事情 法学博士 関 一
- 村林專之助
- 売買及取引所 法学博士 佐野 善作
- 商品学及 星野 太郎
- 商業地理 理学士 奈佐 忠行
- 銀行及貨幣 商学士 内藤 章
- 鐵道 法学博士 関 一
- 商学士 大久保一男
- 法学士 杉 程次郎
- 石川 文吾
- 海運 商学士 堀 光亀
- 保險 理学士 伊藤万太郎
- 法学士 青山 衆司

簿記及会計学 鹿野清次郎 演

商学士 茂木 英雄 一 習 法学博士 関

経済学 法学博士 金井 延 財政学 法学士 馬場 鉄一

商業政策 法学博士 関 一 農業政策 法学士 柳田 国男

社会及 法学博士 桑田 熊蔵 殖民政策 法学博士 河津 暹

工業政策 法学博士 関 一 統計学 法学士 三浦 恵一 民法 法学士 伊藤 悌治

法学博士 岡野敬次郎 法学博士 松本 烝治 国際法学 法学博士 中村 進午

商 法学博士 市村 富久

工業通論 松浦 和平 英

工業通論 松浦 和平 英

(語) 諸

石川 文吾
長谷川 方文
ウヰリアム、ハリス
アイネスト、ルース
岡田 実磨
片山 寛

○図書館公開 本大学図書館は創立当時の設置に係り内外の書籍数万部を備へ殊に英国法律書に至ては帝国大学図書館に比して遜色なきの称ある所なるか今回亦新に學員諸氏の寄贈に成る奥田文庫の蔵書を加へたれば一般図書館に所蔵せらるる書籍は悉く備はり参考書に於て遺憾なかるべく又本大学講師にして元帝国図書館司書長たり且現に日比谷図書館長として令名ある文士渡辺又次郎氏本学図書館長に就任せられたるを以て自今熟練なる氏の監督の下に各般の設備完成し来る十一日より図書館

を公開する筈なり

○第二十六回卒業証書授与式 中央大学に於ては去る七月六日午後二時より新築の大講堂に於て第二十六回卒業証書授与式を挙行せり定刻席定まるや理事伊藤悌治氏は立て学事の報告を為し夫れより学長菊池武夫氏はそれぞれ卒業証書及び褒賞を授与し了て前記論説欄の訓示を為し之に対して法科卒業生総代柳沢仲衛、経済科卒業生総代五賀他石、清国留学生総代戴修瓚三氏は交々立て左の答辞を朗読せり

答 辞

吾中央大学ハ茲ニ生等ノ為メニ第二十六回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙ケラレ且ツ朝野貴顕ノ賁臨ヲ辱ウス光榮何ソ之ニ加ヘン顧フニ生等ハ本校ニ入りテヨリ朝夕講師諸先生ノ懇切ナル指導ヲ蒙リ今又学長閣下ノ訓示ニ接シ感激措ク所ヲ知ラス今ヤ生等ハ校門ヲ出テ社会ノ激浪ニ向テ掉サムトス此時ニ際シ実ニ両親ノ膝下ヲ辞シ郷関ヲ去ルノ思アリ從テ聊カ期スル所ナクシテ可ナラムヤ夫レ世運ノ進歩ハ駭駭トシテ已ム所ヲ知ラス生存ノ競争ハ日ニ月ニ激烈ヲ加ヘムトス吾帝国ノ前途ハ決シテ容易ニアラス世ノ人材ヲ待ツ蓋シ此時ヨリ甚シキコトナシ生等資性剪劣何ソ以テ国家ノ進運ニ貢献スルニ足ラム然リト雖モ生等ハ質実剛健ナル吾校風ノ下ニ業ニ己ニ高等ノ教育ヲ受ケタリ自今以往諸先輩ノ驥尾ニ附シ奮勉努力勇往邁進国家ノ為ニ涓埃ノ微衷ヲ致シ以テ本学出身タルノ名誉ヲ失墜セサラムコトヲ期ス是レ生等ノ志ナリ
茲ニ一同二代リ数言ヲ述ヘテ答辞ト為ス

明治四十四年七月六日 第二十六回卒業生総代 柳沢仲衛

I deem it a great honour to speak a few words representing the graduates on this important occasion.

We have just completed the prescribed course of studies in this institution and our final examinations being over, we now have the honour of receiving diplomas in the presence of the distinguished guests.

For all the instruction and guidance which have been given us by our respected director and professors we hereby express our heartfelt thanks.

Our College is already in its twenty-sixth year — it is no more a child, but a promising youth. We have seen the high reputation which it enjoys, and are conscious of the heavy responsibilities which now devolve upon us.

We must maintain its reputation and prove worthy of the honour of being graduates of this school.

Being as get inexperienced we hardly know how to do it, all we can say is that, we are resolved to do the best we can; we will act faithfully and sincerely, and will try all we can to promote the welfare of our Country.

In the name of my fellow graduates, I once more express our deep gratitude.

Taseki, Gocca.

明治四十四年七月六日 日本大学第二十六回卒業証書授与式ヲ奉

行セラルルニ当リ内外貴賓ノ蒞臨ヲ辱ウス生等其盛式ニ列シ卒業ノ光栄ヲ得欣喜何ソ之ニ勝フルモノアラン回顧スレハ生等ノ笈ヲ負フテ東渡シ本大学ニ業ヲ受クル茲ニ幾星霜今ヤ業成リ茫トシテ夢ノ如シ学海ハ宏遠トシテ真理ハ奥邃タリ初学動スモレハ望洋ノ嘆ナキ能ハス生等学長閣下ノ指導ト各賢師ノ誘掖ヲ蒙リ幸ニ法律経済全科ノ研究ヲ遂クルヲ得テ今日卒業証書ヲ授与セラレ加之学長閣下ノ懇篤ナル訓諭ヲ賜ハル生等感謝ノ詞楮墨ヲ以テ宣シ難シ惟フニ貴国ト敝国トハ歴史上地理上種族文字上ノ關係甚タ緊密ニシテ又邇来ノ邦交ハ日益親睦ナリ故ニ敝国近年ノ改革施設ハ貴国ニ倣フ所頗ル多シ生等ハ今ヨリ帰国シ各其学習スル所ニ從ヒ極力以テ国勢ノ發展ト東亜ノ和平トヲ図ラント欲ス乃チ生等留学ノ素志ニシテ亦今後ノ責任タリ若シ幸ニ其方分ヲ達スルヲ得ハ偏ニ学長閣下及ヒ各賢師ノ賜タリ是レ生等ノ常ニ繫念シテ敢テ忘レサル所以也謹テ蕪詞ヲ以テ答辭ト為ス

中央大学学長 菊池武夫殿閣下

清国留学生卒業生総代 戴 修 瓊

明治四十四年七月六日

右了て来賓司法大臣子爵岡部長職閣下は左の祝辭を朗読せられ越ニ中央大学第二十六回生徒卒業式ニ際シ其請ニ応シ一言スルハ余ノ光栄トスル所ナリ

聞ク本学在籍生徒二千四百五十八人今次卒業ノ者実ニ七十一人又従来既ニ卒業セルモノニシテ朝野各種ノ職ニ従事シツツアルモノ三千三百四十余人ナリト何ソ其レ旺ナルヤ意フニ其

ノ実績ノ斯ノ如ク顕著ナルハ則チ本学ノ校規整然教授懇切名望中外ニ普キコト復タ絮説ヲ贅セスシテ知ル可キナリ抑モ学ノ已ム可カラサルハ社会進運ノ已ム可カラサルニ伴フモノニシテ之レアレハ則チ人栄エ国興リ之レ無ケレハ則チ国振ハス民萎ス今次卒業ノ諸子ハ此ノ国運隆昌ノ時ニ方リ其学業ヲ卒へ多望ナル前途ニ進マントス何ソ其レ幸福ナルヤ是レ余カ卒業諸子ノ為メニ特ニ祝スル所ナリ然レトモ学術ハ均シク之レヲ修了ス可ク活地応用ノ妙悟ハ処世建勲ノ機微ト共ニ未タ必スシモ一律ニ擬ス可カラス宜シク諸子九思ノ余ニ須ツ可キナリ因テ聊カ規ヲ頌ニ寓スルコト個ノコトシ之レヲ祝辞ト為ス

明治四十四年七月六日

司法大臣 子爵 岡部長職

次に講師法学博士原嘉道氏は左の演説を為し

諸君本大学の二十六回の卒業式に際しまして講師として祝辞を述べまするのは私に取りまして甚だ光栄と存ずる所であり、今日卒業式を祝しまするに当りましては三つの方面があらうと思ひます、即ち一は国家の方面から見ての祝辞であります、我国は維新以来長足の進歩をしたと云ふことは世界各国に認められて居る所であります、憲政施行後既に二十有余年を経過して居りますが、之を欧米の先進諸国に比較して見ますると云ふとまだまだナカナカ安心すべき時期には達して居らぬ、少くとも物質方面の進歩發達の点に至りますると云ふと未だ少しく気恥かしい感があります、又今日多数の卒業生を出して居りますところの我友邦たる清国の現状を見

ますと云ふと此数千年文化の中心でありました帝国に於ても今日の現状から見ますと云ふとまだまだナカナカ以て欧米諸国に比肩して其文明を誇るの時にはなつて居らぬのであります、斯の如く我国と申しまして又清国と申しまして共に欧米先進諸国に比しますると一層青年有為の士の活動を要する時期であるのであります、此時期に際しまして今日新に七十有余名の高等教育を受けられた諸君を社会に出した、今後の發達に貢献せらるる人を得たと云ふことは国家の目から見まして大に祝さなければならぬことであると考へます、次に此中央大学の立場から見ますると開校以来多年の間に先程報告がありました通り五千有余の卒業生を出して居ります、社会の各方面に随分活動して居るのでありますが、今日は更に是れに加へまするに七十有余の卒業生を以てし而も其卒業生たるや日清兩國に跨がりました此兩國の将来の發達の為に大に活動せらるることであると云ふことを考へますると本大学が是等の諸君を社会に送り出したと云ふ点に付いて又大に祝さなければならぬ、更に今日卒業証書を受けられた諸君の方面から見ますと諸君が小学に入られましたから今日に至る迄恐らくは皆二十有余年を経過して居らるるであらうと思ふ、此間諸君が目標として進んで来られたところのものは何であるかと云ふと即ち今日の卒業式である、諸君が小学に入られた以來常にいろいろの自分の学科を修めて余り感服しない講義も謹聴せられそうして此二十余年を闘つて来られたと云ふことは語り結局の所大学を卒業して卒業証書を受取つて社会に乗

出さうと云ふ目的に外ならなかつたのであらうと思ふ、又諸君の父兄が諸君を助けて二十余年の間多額の費用を費されて随分自分の都合から考へたならば苦しい場合があつたに拘らず諸君をして尚今日迄學業を継続し來つたと云ふのも又偏に此為めであつたと思ひます、然るに此二十余年間苦心慘澹として志して居られたことが茲に成つて諸君が芽出度く卒業証書を握つて社会に乗出さるのでありますから此点から見まして諸君に対して大に祝意を表さなければならぬ次第であります、斯の如く今日の卒業式は國家と云ふ大きな目から見まして又此大學と云ふ目から見ましても又卒業証書を受けられました諸君自身から見ましても何れの点から見ても大に祝すべきことであるのでありますから私は此所に立て大に祝意を表すべきであります、併ながら御芽出度いことであるに違ひありませんが、世の中には兎角御芽出度いと云ふこととの裏には又余り芽出度ないことも附いて居る、世界各国に共通して御芽出度い期節となつて居る正月でさへ古人は是は芽出度くあり芽出度くもなしと稱したと云ふことであります、此御芽出度いことを以て満ちて居る卒業式と云ふことも矢張新年と同じやうに御芽出度からぬ方面を同時に持つて居る、是はどう云ふことかと云ふと既に本日の卒業式でも分つて居りますが、先程菊池学長は是から諸君は紳士である、諸君は學者である、此紳士たり學者たる心持を以て此体面を維持しなければならぬぞと云ふことを言はれましたが此所が即ち諸君に取つて甚だ御氣の毒ながら御芽出度からぬ方面にな

るのであります、今日迄は學生と云ふ肩書を諸君は持つて居りました其學生と云ふ肩書は即ち終局の目的が卒業証書を得ることにあるのでありますから諸君は勿論諸君の父兄たる者は此卒業証書を得せしむる迄と云ふことを目当にして諸君に對しても學資も供給すれば他の事に使はず専ら學業を勵ました、他人迄も諸君が學生であると云ふことに對して大に敬意を表し諸君の目的を達せしむる便宜を与へて居ることは明かなことであると思ひます、今日迄の諸君は年齢の上には成年に違ひありませんが社会の上から未成年者であります、此未成年者の保育のために諸君の父兄を初め總ての周囲の人と云ふものは全力を挙げて努めて居つて呉れたのである、然るに今日限り諸君は未成年者の境遇を脱して成年者の時期に這入つたのであります、而して是から艱難を経験せられなければならぬ次第であるのであります、其の艱難をせられなければならぬ門出に於て私は驢として卒業式の祝辭に次いで一言申上げて置きたいと思ひます、其事は別に珍らしいことではない、先年の卒業式に於て菊池学長から私の言ふ所と言葉が違ふであります、別になんか同じ意味のことを述べられたのであります、又学校の講義と云ひ処世の方針と云ひ真理は何れも同じことであります、別に誰が言つても珍しいことではない極めて普通のことではありますが、さて之を世の中へ出て服膺し実行すると云ふことは余程困難なことであつてそれを終始実行するのが甚だ乏しいかの感がありますから諸君の驢として一言言ふて置きたい、それは何であるかと云ふと是からして諸君

が世の中へ出られてからいろいろな職業に従事されるでありませうが、私が其場合に諸君に向て服膺実行を望みたいことが一つあります、それは何であるかと云ふと各自の職務に忠実なれと云ふことであります、何故に斯くの如きことを態度諸君に注文するのかと云ふと、私の見る所では今日の社会に於て——と云ふと古い時はさうでなかつたと聞えるが私の意味はさうでない、古いことはどうであるか知らぬ古い時は別であると云ふ意味であるが、兎に角今日社会の実況を見ると職務に忠実であると云ふことが多くの人に欠けて居ると云ふ感がある、是は今日此所に列席して居るやうな諸君にはないが、先づ学生の身分などに付いて考へて見る、学生である以上は学校の事と云ふものは総て真面目に勉強する、一から十迄真面目に勉強する、卒業する迄終始しなければならぬと云ふことは誰も知つて居ることであり、然るに学生の多くの人は此一から十迄真面目に勉強すると云ふことをせずして或る科目は好きだからやる或る科目は余り気に入らぬから碌に調べぬ、或はあの先生は点は辛いから調べる、此人は点が甘いから調べぬで宜い、甚しきに至つては平生勉強せぬで試験になつてから受持教師の出しさうなものを拾読みをして試験を受ける人がある、斯う云ふやうなやり方をする、学校の課程は黄金時代であります、こんなことをして居つてもどうやら斯うやら通して居つて卒業迄やる風の人がある、併ながら是から後諸君が社会に出てから今申したやうな学生時代に於けるやうな心得を以て各自の職業に従事すると其結果と云

ふものは卒業証書のやうな名誉な証書を受ける代りに社会に於て遂に社会的死刑の宣告を受けるやうなことになるのが終りであると云ふことに帰著せねばならぬ、学生時代の黄金時代は左様な誤魔化しをして世の中を送る人でも尚且卒業証書を握る人さへありますが社会の人となつて社会に於て卒業せんとするには斯う云ふやうな誤魔化しの考では到底卒業して成功することは覚束ないことになります、今日迄此法律学校を卒業した人を見ると無論いろいろの方面に従事して居りますが、判検事弁護士が比較的が多い、然るに判事になり検事になり弁護士になつて居る人が判事になつて居る間は判事と云ふものは自分の職務である、此職務に付いては縦令其位置に不満足であらうが、長官が気に入らうが入るまいがそう云ふことには頓著なくして一意専心に判事の職務を忠実に実行して行かなければならぬことは理窟の上に於ては誰も知つて居る、然るに判事になつて居りながら種種様様な不平を唱へてさうして肝腎の職務の方に付いては一向勉強をして居らぬ、而して単に自分の位地とか俸給とか官等とか云ふやうなことを考へてあの方面に行つた方が宜いだらう、どうした方が都合が好いだらうと云ふことだけを考へてさうして判事として尽すべき職務と云ふものをちよつとも忠実に尽して居ることが少ないと云ふ疑があります、検事に於ても亦其通りで検事になりたいと云ふ人が沢山あるが、併し検事になつて見ればさう自分の満足するやうにやつて呉れるものでない、さうすると是に付いても矢張同じことで職務を忠実に執行する

と云ふことは更にない、さうして総て仕事の方は其日限りのやうなやり口をして居りながら盛に自分の地位の上る方法を講ずる、或いは他に口を求め、さう云ふ方ばかり考へて居る人が尠からぬ弁護士にあつても矢張さうであります、自分の方へ来たものは事件の大小となく忠実に之を取扱ひ而して依頼人に迷惑を掛けないやうにすることに全力を注がなければならぬのであるに拘らずそれは粗略にして置いてさうして自分の方に事件が余計に来ないとか何とか考へて様様な運動をして飛んでもない方面に這入ると云ふ人が随分あります、又其他の職業に就いて居る人でもどうも自分の現在の職務に忠実であると云ふことよりも如何にせば自分が都合好く行くだろうと云ふことばかり考へて、さうして所謂俗に言ふ奉公人根情、唯現在の所を誤魔化してどうかして旨いことに出会はしたいと云ふやうなことがかり考へて居る人が頗る多数のやうに思はれる、斯の如き心を以て世の中の艱難に処して行きましたならば或は遂に後悔に陥るやうなことになるかも知れぬのであります、菊池学長も先年此所の卒業式の演説に於て運、根、鈍と云ふことが処世の要点であると云ふことを言はれました今日私の言ふことは亦それに同じことでありまして世の中に出ては自己の職務に忠実なることが必要であります、其職務が気に入らぬならば速^かに之を捨てて去るべし、之を捨てて去りもせずして職務を好い加減にして外に良いことがないかと云ふことを探して居るやり方は其個人から云へば其身を過るものであります、さう云ふ人ばかりが世の中に

多くなつては国家と云ふものは衰亡を来さなければならぬと思ひます、世の中の諺に所謂急かば廻はれと云ふことがありますが、私はあなた方にはいろいろあらうと思ひますが、必ずしもどう云ふ廻り方をすれば宜いと云ふのでない、諸君は既に高等の教育を修めて別に今日以後に於て廻り方に付いて苦心する必要はない、自分の為すべき事柄は略方針が立つて居る、其方針に依つて忠実に其職務を執行してさうして所謂天の道を完ふることが私は最も適當なる諸君の処置であると思ひます、之を為さずして徒らに現在の極極目前の利害のみに齷齪してさうして自己の職務をおろそかにして大道を行かずにして小路に依つて成功せんとする者がありましたならば私は是は成功すべき道でなくして却て諸君をして失望に陥らしむる道^{みち}でらうと思ひます、今日は先程申しました通り最も御芽出度い時期であります、其御芽出度い時期に於ては唯今申上げる如く前途の艱難が伴ふて居りますから、私は多少の社会に於ける先輩たる経験上諸君に向つて此今後の処世術として職務に忠実ならんことを希望して祝辞を述べます

又學員米國法学博士岡田泰藏氏は左の祝辞を述べ

私は學員五千四百名を代表して祝辞を述べますことは身に取つて頗る光榮と致します、茲に今回卒業をされました諸君が吾吾學員会中に加人されまして五千四百余名の上に尚ほ一段の光彩を加へられたことを歓迎し大に之を祝することでございます先程から菊池学長の懇篤なる告辞を私共は諸君と親しく之を拝聴しました、又原講師の祝辞として教へられた所も

拝聴致しました、自分は喜びの言葉を以て學員に代つて申上げれば事足るのであります、今回卒業された諸君は惟ふにそれそれ今後實際問題に向つて此一堂に集り來つた現状に一つの変化をして各思ふ所に向つて活動を始めらるることと存じます、此機会に於て一言或は是は均しく學員一同の意思ではなからうと思ひますが一二の希望を述べて置きたい、学長は諸君及私共に対して総て校を出てて社会に立つ者は紳士でなくてはならぬ、又書生の学歴を茲に終る以上は自から学者として任じなければならぬ、斯様に教へられた、次に原講師は世に立つて吾吾が行動するには其就くところの職務に忠実でなければならぬ、是は吾吾一点の疑なく然りと云ふことを以て服膺することであり、さて之を如何にして吾吾は自己の立場を定め、籍を如何なる点に求めて果して是だけの注文に依じて行くことが出来るかと云ふことに付いて聊か諸君と研究を重ねねばならぬ問題であると思ひます、学校に於て學得を致しましたところの此學識は國家に対しては國家の發達、吾吾個人に取つては個人の立身の基礎になることは全く疑がない、併ながら校に在つて教はりしところの、研究せしところの此知識なるものは未だ確實なる知識と云ふことは出来ぬと云ふことは御同意である、即ち此修得したる知識は吾吾實際問題に遭遇して是に依つて練磨して茲に初めて真正の知識となるのであります、諸君が今後實際問題に遭遇して其間に於て以上の頭腦の働きを以て苦心慘愴の間に攻究されて經驗を積まるることと存じます、此場合に於て私共は諸

君と共に吾人の依るべきところの一つのものは何かと云ふことを考へたい、是は即ち学長の言はれたところの紳士なる人格の問題であらうと思ひます、此煩雜なる社会に立つて自己の立身の基礎を固め且つ之を踏み行つて往くところものは即ち人格の外に私はないと思ふ、吾吾は互に此人格の修養と云ふことの重き考を以て社会の誘惑に決して触れず之を排斥して進むところの覚悟がなければならぬ、吾吾が校に在つて教を受けたところの此知識を實際問題に於て試みつつ目的を達するには即ち学長の教の如く紳士たらずんば能ふべからず、而して其為すことは原講師の言はるる如く其職務に忠実にして誠実なる、即ち徳性の上に重き考を以て人格と相須つて之を為して行くと云ふことに留意しなければならぬと考へましたので一言希望を申しまして諸君の吾吾學員会に加入されましたことを大に喜ぶと同時に御祝ひを申上げて将来の御健全を切に望む次第であります

熟れも拍手の間に終りを告げ式後記念撮影を為し四時食堂を開て宴会に移り数番の演説あり各自十二分の飲を尽し其散会したるは午後五時を過ぐ当日來会者の重なる者は伊藤悌治、乾喜代八、石山彌平、石塚常次郎、岩崎鉄次郎、池田四郎次郎、磯谷幸次郎、磯江潤、ハリス、長谷川喬、花井卓藏、原喜道、新井要太郎、堀田疇治、保坂栄之丞、星野照、十島誠之造、李晚奎、岡部長職、奥田義人、太田資時、大崎熊次、尾崎利中、小川万二郎、岡田泰藏、渡辺豊治、渡辺澄也、鷺見亀五郎、脇田勇、渡辺又次郎、渡辺熊三郎、笠原文太郎、川久保彌次、河野秀男、

鴨覚太郎、吉田孝、田中阿歌麿、田中隆三、高根義人、田上省三、高津敏三郎、竹内鑄作、高崎介蔵、高野金重、武田明、田村隆平、辻籾夫、辻本友次郎、中邦元嘉、中山資信、内藤庄吉、難波弁太郎、村山一平、村田祐治、卜部喜太郎、上田成章、桑田熊蔵、山本一蔵、山上謙吉、柳沢李太、八坂貞一郎、柳沢慎之介、山田清一、矢野恒太、やまと新聞社、山田喜之助、丸山恵一、松沢卓規、牧野賤男、松尾参三郎、福岡恕人、古谷伊平、胡之僕、国民新聞社、小山残平、小菅寅吉、遠藤正矩、手島喜智、天野徳也、浅野正太郎、青木昌吉、朝比奈孝一、安藤剛毅、佐藤正之、佐藤惣三郎、佐野善作、菊池武夫、木付綱麿、宮崎三郎、三浦大五郎、三宅碩夫、宮島恒次郎、都新聞社、「ジャパントイムス」社、塩谷恒太郎、島野金吾、杉浦重剛、管俣久助、杉本善次郎等の諸氏なりし卒業生姓名左の如し

法律本科

柳沢 仲衛 松保 善助 孫 觀 圻 麻生 東麓
佐々木祥吉 漆 璜 曹 昌 麟 胡 蕙

経済本科

五賀 他石 戴 修 瓚 童 蒙 求 余 同 信
阮 福 田 聶 熙 蔡 家 烈 董 鴻 詩
游 錦 栄 傅 啓 鈞 汪 長 祿 周 汝 翼
廖 希 賢 曾 根 涉

法律科専門科

寺島 由松 徐 彭 齡 本間伊平治 陸 鴻 彝

沢村 直 末永 実蔵 景山 武夫 潘 昌 煦

秋草 愛一 笠谷 四郎 横田 数喜 小田切義男
大津山定起 大賀 純雄 高木 栄助 福地 賢次

滝沢 信一 武井 定光 高杉 隆治 高 第
王 承 楫 横田 稔 高 夢 熊 饒 欽 濬

片山伊七郎 渡辺 英三 馬場 省三 劉 懋 暉
張 鐘 端 藍 鼎 中 周 棠 劉 炯

歐 陽 穆 湖 元 軾
經濟科専門科
石津 專一 姚 禔 昌 大久保由五郎 上野善十郎

金 致 鍊 清水哲二郎 文 群 向山 六蔵
揚 湜 朱 沛 霖 雀 洛 允 蔡 安 邦

伊 沢 清 張 宗 勳
優等者姓名左の如し

法律科専門科三年級

寺島 由松 徐 彭 齡 本間伊平治 陸 鴻 彝

経済科本科三年級

五賀 他石 戴 修 瓚

經濟科専門科三年級

石津 專一

法律科本科二年級

植木 寿雄

法律科専門科二年級

大槻 了 花本福次郎

法律科本科一年級

松隈 昌隆

法律科専門科一年級

青木雷三郎 徳永善太郎

青木 真 尾崎 重美

商科本科二年級

梶尾 円平

商科専門科二年級

伊藤 潔

商科専門科一年級

柴田 正

大学予科

高木 克己

○学年試験問題 去る六月十二日より開始同二十四日を以て終

了したる明治四十四年度学年試験問題左の如し

法律科第一年級

憲法 (上杉講師出題)

一 臣民トハ何ソヤ

二 貴族院ノ組織ヲ略述スヘシ

刑法総論 (泉二講師出題)

一 狂者ニ対シ緊急防衛ヲ為シ得ルヤ

二 欠効未遂トハ何ソ

民法総論 (仁井田講師出題)

一 無権代理ノ効果ヲ説明スヘシ

二 法律行為ノ無効ト取消トノ差異ヲ説明スヘシ

物権法第一部 (西川講師出題)

一 左ノ意義ヲ解説セヨ

(イ) 設定 (ロ) 譲渡 (ハ) 第三者

二 占有者カ占有物ヨリ生スル果実ヲ取得スル場合ト否ラサル

場合トヲ詳説スヘシ

債権総論 (横田講師出題)

一 金銭債務ノ不履行ヨリ生スル損害ノ賠償ヲ論ス

二 連帯債務者ノ一人ニ付テ生シタル事項ハ他ノ債務者ニ対シ

テ如何ナル効力ヲ生スルヤ

親族法 (奥田講師出題)

一 離婚ノ効果ヲ説明スヘシ

二 姻族関係ハ離婚ニ関スル外如何ナル原因ニ因リテ消滅スル

ヤ

三 戸主ハ如何ナル場合ニ於テ家族ヲ扶養スル義務ヲ負フヤ

経済学 (金井講師出題)

一 労働ノ効果ニ影響ヲ及ホス原因如何

二 資本ハ如何ナル方法ニ依リテ増加スルヤ

テリ―氏法律原論 (山田講師出題) (英法科)

1. Equitable rights ヲ説明スヘシ

2. Hypothecation ト Mortgage ヲ説明シ其區別ヲ指摘スヘシ

独逸経済問題 (関場講師出題) (独法科)

一 次ノ文章ヲ和訳スヘシ

(a) Friedrich Gist unterschied die volkswirtschaftlichen

Entwicklungsphasen nach dem vorwiegen der Produktion-

sarten : 1. der jagd und Fischerei, 2. des Nennadentums, 3. des Ackerbaues, 4. des Ackerban = und Industrie betriebes,

5. des Agrar." Industrie = und Handelsbetriebes.

- (b) Nach dem deutschen Gesetze von 1884 müssen sich zur Gründung — einer Aptien gesellschaft mindestens 5 personen unter Uebernahme von mindestens je einer Askrie vereinigen und dem Gesellschaftsvertrg in gerechter oder notarieller Verhandlung festsaellen.

- (c) Die menschliche Arbeit ist nach Adam Smith der beste Mass stab (標準) des werthes der Güter.

II 次ノ文章ヲ訳シ且ツ簡單ニ敷衍スヘシ

Das Einkommer eines volkes ist gleich dem Ertrage der volkswirtschaft. Es ist zusammen "gesetzt aus Grund rente, Kapitalrente und Arbeitsrente.

英語 (淺田講) (法律科)
(師出題) (經濟科共通)

Write a Composition of about 200 words on "Friendship"

法律科第二年級

物權法第二部 (富井講師出題)

- 一 質權者ハ質物ノ占有權ヲ有スルニ何故更ニ其留置權ヲ有スルモノトシタルヤ

二 抵當權ノ設定ハ如何ナル部類ノ法律行為ナルヤ

会社法 (片山講師出題)

- 一 人的信用ト物的信用トカ合名会社及株式会社ノ規定ノ差異

二及ホシタル影響如何

- 二 左ノ事實ハ法律上有効ナリヤ無効ナリヤ理由ヲ附シテ説明スヘシ

一 株式会社ノ創立總會ニ於テ新タニ發起人ノ受クヘキ特別利益ニ關スル規定ヲ定款ニ設ケタリ

一 株式会社ノ株主總會ニ於テ發起人ノ受クヘキ特別利益ニ關スル定款ノ規定ヲ削除シタリ

一 合名会社ノ定款ニ於テ社員ノ持分ノ讓渡ハ他ノ社員ノ承諾ナクシテ会社ニ對抗スルコトヲ妨ケサル旨ヲ規定シタリ

一 合資会社ノ定款ニ於テ有限責任社員カ無限ニ会社ノ損失ヲ分担シ無限責任社員カ一切損失ヲ分担セサル旨ヲ定メタリ

一 株式会社ノ取締役ハ定款ニ定メタル建設利息ノ利率「年四分」トアリタルヲ年五分ニ變更スルノ議案ヲ株主總會ニ提出シタリ株主總會ハ之ヲ年六分ト修正可決シタリ

(注意 決議又ハ同意ハ總會ニ於テ法定ノ要件ヲ充タスモノト假定スルコト勿論トス)

民事訴訟法第一編 (岩田講師出題)

一 共同訴訟ノ要件ヲ説明スヘシ

二 弁論主義トハ如何

刑法各論 (大場講師出題)

一 傷害罪ノ故意ノ内容ヲ詳論セヨ

二 公務員カ私法上ノ關係ニ付キ作成シタル文書ハ之ヲ公文書

(法文ノ所謂公務員ノ作ルヘキ文書) ト謂フヲ得ルヤ

手形法 (岡野講師出題)

一 裏書連続ノ法律上ノ効果如何

二 一覽後定期払ノ為替手形ノ所持人カ其手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支払人カ引受ヲ為サス又ハ引受ヲ為シタルモ其日附ヲ記載セサルトキハ所持人ハ如何ニセハ如何ナル権利ヲ保有スルコトヲ得ルヤ

商法総則及商行為 (松本講師出題)

一 代理商ト問屋ノ區別

二 物権的有価証券トハ何ソ

刑事訴訟法 (谷野講師出題)

一 第一審ノ審判開始ノ条件ヲ説ケ

二 区裁判所ノ事物管轄ヲ説ケ

国際公法 (中村講師出題)

一 交戦国軍艦カ中立国港湾ニ於テ新ニ搭載シ得ヘキ燃料ノ量如何

二 通商条約ノ内容ヲ挙ケ之ヲ説明スヘシ

相続法 (島田講師出題)

一 家督相続ト遺産相続トノ差異ヲ説明スヘシ

二 遺言執行者ノ性質ヲ説明スヘシ

債権各論 (村上講師出題)

一 単独行為ヨリ債務ヲ生スルコトアルカ

二 同時履行ノ抗弁ノ適用範圍如何

三 売買ノ代金ノ利息ハ何レノ時期ヨリ之ヲ附スヘキカ

英国手形法 (松波講師出題)

一 Bill of Exchange Act 1882. Section 9 即チ sum payable

ニ関スルモノ及ビ第48条即チ notice of dishonour ニ関スル

モノヲ訳シテ説明スヘシ

英国会社法 (松波講師出題)

一 Pitman's companies and Copanny law page 85

The capital of a are synonymous terms ヲテ即チ

Shares ト side note セルモノ及ビ page 131 In addi-

tion to in the articles ヲテ即チ general meeting

ト side note セルモノヲ訳シテ説明スヘシ

法律科第三年級

国際私法 (山田講師出題)

一 遺言ノ効力ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ

二 手形行為ノ効力ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ

海商法 (市村講師出題)

一 船主カ免責ノ為メニスル委付ト保険者ニ対シテ為ス委付トヲ比較シテ論セヨ

二 船舶所有者ハ水先人ノ重大ナル過失ニヨツテ積荷ニツキ生

シタル損害ヲ賠償スル責ヲ負ハストノ特約ヲナスヲ得ルヤ

此ノ特約アル場合ニ於ケル船主ノ責任ヲ論セヨ

行政法 (上杉講師出題)

一 市町村ノ住民及公民トハ何ソヤ

二 土地収用ノ性質如何

保険法 (青山講師出題)

一 (イ) 保険価格、保険金額ノ意義

(ロ) 「利益ナケレハ保険ナシ」トノ法律格言ノ意義

二 保管者カ保管物ノ損失ニ付キ支払フヘキ損害賠償ノ為メニ締結シタル保険契約ニ基キ所有者ハ保険者ニ対シ直接損害ノ填補ヲ請求シタリ(商法第四百二十一条) 然ルニ保険者ハ其損害ハ保管者ノ重大ナル過失ニ出テタリシヲ以テ之レカ填補ノ義務ナシト抗弁シタリ(商法第三百九十六条) 保険者ノ抗弁ハ正当ナルヤ否ヤ理由ヲ附シテ断定スヘシ

民事訴訟法(第二編乃至第五編)(岩本講師出題)

一 反訴提起ノ要件ヲ述ヘヨ

二 妨訴ノ抗弁ヲ論セヨ

民事訴訟法第六編(申込講師出題)

一 執達吏ノ財産搜索權及ヒ威力使用權ヲ説明スヘシ

二 執行参加ノ訴ノ性質ヲ説明スヘシ

財政学(馬場講師出題)

一 間接税ノ長所及短所ヲ列挙セヨ

二 国債ノ買上償還ハ金融ノ調節ニ如何ナル効果アリヤ

三 予算超過ノ支出及予算外支出ノ意義ヲ明ニセヨ

ローレンス国際公法(福岡講師出題)

1. It must be clearly understood the consent of States alone can give authority to a rule, and that, unless all or nearly all civilised Powers have signed a document which lays down the rule, the best evidence of their consent is practice. There ⁽⁷²⁾ practice is, as it were, the fitter-bed through which much that

flows from the sources we have mentioned must pass, before it can enter main stream of International Law.

2. Assassination Treachery is the characteristic which distinguishes assassination from the slaughter allowed in warfare. A treacherous attack is forbidden; Piling in a surprise is awful. Poison. The poisoning of food and water likely to be used by the enemy is unlawful, as is also the use of poisoned weapons.

1. 2ヲ翻訳スヘシ

A. Define International Law, and discuss the propriety of the name.

B. What is the legal position of the merchant sailors of a belligerent in respect of actual fighting?

C. How should a general state govern its conduct with regard to the admission of belligerent warships into its ports and waters, and their subsequent stay therein?

A. B. C. 三問題ニ対シテ答ヘヨ

シムロー私犯法(池田講師出題)

1. Explain the following terms? ——

a. Duty b. Damages c. Damage d. slander of title e. Malice f. representation g. libel h. sale with all faults i. intention j. innocent misrepresentation

2. Define a deceit and give an example of it

3. Translate the following sentence into Japanese: ——

A. Having knowledge or notice of the existence of a contract

between B and C owes the duty to B not to procure C to break his contract, to B's damage.

経済科第一年級

簿記(鹿野講師出題)

- 一 左ノ取引ニ於ケル甲乙丙三人ノ帳簿ノ仕訳ヲ示セ
- 甲ハ乙ヘ金參千円ノ商品ヲ売渡シ其代金トシテ乙振出丙宛
- 甲受取額面金三千円ノ為替手形ヲ乙ヨリ甲ハ受取り甲ハ丙
- ニ其手形ヲ呈示シ支払ノ引受ヲナサシメ其手形ノ満期日ニ
- 至リ甲ハ丙ヨリ手形代金トシテ現金三千円ヲ受取タリ
- 二 取引ノ例ヲ設ケ組合商品ニ於ケル分担式記入ノ方法ヲ示セ
- 三 勘定科目ヲ類別シ各類別ニ付五箇以上ノ勘定科目ヲ列挙セ
- ヨ
- 四 商品勘定ヲ説明セヨ

統計学(三浦講師出題)

- 一 大量観察法ヲ説明スヘシ
- 二 都会ニ於ケル人口組織及ヒ其移動ノ状態ヲ説明スヘシ

シード氏経済学(三浦講師出題)

1. The loan of diminishing utility applies to money as to goods, although the rate of diminishing utility is much slower, because money represents general purchasing power and permits variety in consumption, as we all know from experience, satiety is reached more slowly than without it. Nevertheless, at any given time the hundredth dollar of one's stock has a lower utility than the ninety-ninth or any other preceding one.

Thus it follows that to a rich man, other things being equal, money has a less marginal utility than to a poor man.

以上ノ文章ヲ翻訳スヘシ

2. 企業ノ種類ヲ挙ケテ之レヲ説明シ併セテ其得失ニ及フヘシ

憲法

経済学

民法総論

物件法第一部

右四科目法律第一年級ノモノニ同シ

経済科第二年級

貨幣論(阿部講師出題)

- 一 造幣權ノ何タルヤヲ説明シ之カ政府独占ノ利益ヲ挙ケヨ
- 二 単本位制ト複本位制トノ得失ヲ比較論評セヨ
- 交通政策(関講師出題)
- 一 運送ノ強度ト運送費トノ関係ヲ論スヘシ
- 二 十九世紀交通ノ発達ノ特色ヲ概述スヘシ

農業政策(柳田講師出題)

- 一 村落一団ノ大小カ農業勞力ノ効果ノ上ニ及ス影響ハ何カ
- 二 米大豆ノ市価ノ昂低ハ相互間ニ何等ノ関係ナキモノカ
- 三 人口ノ増加カ農業ノ上ニ及スヘキ効果ニアリ何カ
- 四 教育ハ如何ナル意味ニ於テ農業ノ勞力ニ影響ヲ及スヘキカ

ダンバー氏銀行論(中島講師出題)

1. Define "loan" and "Discount"
2. It is said that issue of notes is bank's liability distinguishable

from deposit in form, but both are same in substance Give reason why.

3. What is reserve? What is supplies?

4. Describe the check System.

5. What advantage clearing house system do afford? Give illustration and reason why.

鉄道 (関講師出題)

一 軽便鉄道ノ特質ヲ述ヘヨ

二 鉄道業務組織ノ大要ヲ述ヘヨ

国際公法

商法総論

商行為論

会社法

手形法

債権各論

物権法第二部

右七科目法律第二二年級ノモノニ同シ

経済科第三年級

植民政策 (河津講師出題)

一 植民ノ動機ヲ論スヘシ

二 植民地ノ金融機関ヲ論スヘシ

社会政策及工業政策 (桑田講師出題)

一 社会主義、社会改良主義、社会政策、国家社会主義ノ意義

ヲ説明スヘシ

二 信用組合ノ性質奈何ン

三 職工組合ノ性質奈何ン

商業政策 (堀講師出題)

一 「ダンピング」(Damping) トハ何ソヤ

二 差別関税ノ種類ヲ列挙シ極簡単ナル説明ヲ与ヘヨ

銀行論 (内藤講師出題)

一 小切手ノ銀行ニ対スル効用ヲ述ヘヨ

二 債券ノ発行ト預金ノ收受トハ如何ナル銀行ニ適スルヤ

三 貸付ト手形割引トノ優劣ヲ論評セヨ

四 独逸ノ証券銀行ノ特色ヲ略述セヨ

行政法

保険法

海商法

財政学

国際私法

右五科目法律科第三年級ノモノニ同シ

商科第一年級

商品学 (星野講師出題)

一 石油ノ製法

二 羊毛ノ性質及品位ニ就キ説明セヨ

三 花苳ノ品位並ニ其用途ニ就キ説述スヘシ

民法要論 (伊藤講師出題)

一 如何ナル場合ニ於テ失踪宣告ヲ請求シ得ルカ

二 複代理トハ如何其性質ニ付概要ヲ説明スヘシ

商業実務 (石川講師出題)

一 左ノ文字ニ訳字ヲ付シ併セテ意義ヲ略述スヘシ

- a. F, O, B,
- b. Entrepott
- c. Standard

二 左ノ意義ヲ有スル文字ヲ問フ

- a. 他ノ株主ニ率先シテ或限度迄利益配当ヲ受クル権利ヲ認メタル株券
 - b. 被雇人ノ悪行ニ因リ雇主ノ被ル損失ヲ賠償スル保険
- 商業算術 (西郷講師出題)
- 一次ノ勘定ノ支払平均期日ヲ求ム

甲商店

44/1/10	商品	¥ 3,000.00	44/2/25	現金	¥ 2,000.00
3/17	"	256.57	3/31	"	1,000.00
4/5	"	1,325.60	4/25	"	1,325.60
5/20	"	2,586.25	5/30	"	1,000.00
6/3	"	783.50			

- 二 通年利ノ約束ヲ以テ ¥1,250,000 ヲ年利 6%ニテ 3年 3月 間借入シタル時期末ニ於ケル皆済金如何但シ利息証書ハ毎 半期ニ交附スルモノトス
- 三 期間ノ算法ニ就テ知ル所ヲ記セ
工業通論 (松浦講師出題)
- 一 動力ノ根元トハ如何
- 二 東京市内ノ交通機関ニ就キ技術的ノ批評ヲセヨ
- 三 自動車運輸会社ニテ一台金壹万円ニテ購入シタル自動車ヲ

リ今五年間使用ノ後尚三千円ノ価格アルモノトセハ毎年ノ 償却積立金ヲ幾何円ニスヘキヤ

但シ預金利率年五分

四 前記ノ問題ニ於テ使用十ヶ年後ニハ自動車無価格トナルモ

ノトセハ償却積立金如何

五 MECHANICAL ENGINEERING, ELECTRICAL ENGINEER-

ING,

HYDRAULIC ENGINEERING, SANITARY ENGINEERING

ノ區別如何

売買取引 (佐野講師出題)

一 徳川幕府時代ニ於ケル米相場取引ノ仕方ヲ略述シ且ツ之ヲ

批評セヨ

商業実務 (石川講師出題)

I Mention terms having the following meanings:—

- a. A document signed by the captain or agent of a steamer acknowledging to have received on board certain specified goods and undertaking to deliver the same on certain conditions at the stipulated place to the person named or "to order."
- b. Goods stored in an approved warehouse, the occupier or owner of which has given a pond to the customs authorities, undertaking that the goods shall not be removed from the warehouse for the purpose of home consumption until cus-

toms or excise duties have been paid.⁽¹⁷⁷⁾

II Explain the following abbreviations⁽¹⁾

(a) A. S. (b) E&CCE (c) F. P. A.

英作文 (石川講師出題)

I Write three sentences using the following phrases:

(a) to put up with.

(b) to do the needful.

(c) her appoint.

II Translate the following sentences:

(a) 貴命ニ從ヒ愛宕丸積玄米ニ単独海損担保ノ条件ニテ帝國海上保險会社ニ保險料百円ニ付キ金八十五錢ノ割ヲ以テ金六千円ノ海上保險ヲ契約仕候

(b) 予テ御預リ致候大坂大田東助殿振出東京中野市太郎宛八月三日付期限日付後二十五日金額七百円ノ手形代金取立済下相成候ニ付御勘定ノ貸方ニ記入致シ置キ候
英文和訳 (片山講師出題)

1. It is not too much to say that one man is twenty cannot tell where his stomach is situated, and certainly cannot describe its function.

2. The wise man knows how little he does know; it is the ignorant man only who boasts of the extent of his knowledge.

3. He who takes up only the books that he comes across is pretty certain to meet but few that are worth knowing.

和文英訳 (片山講師出題)

一 一寸事務所へ往テ山田君カ来テ居ルカ見テ来テクレ

二 今日ハ終日書籍室ニ籠リテ手紙ヲカキ夜ハ公園内ヲ散歩シタリ

三 二十一日正午横浜入港ノ日光丸ハ舞踊ノ上手ナ鸚鵡ヲシンド

一 ニーカラ携ヘテ来タ

英語 (長谷川講師出題)

Thrift is classed as a social virtue, because in a thrifty society few people fall upon sickness for their support. The thrifty man looks his own independence during sickness, and to that of his wife and children after his death, so that he is near burdensome either to public or private society.

A further examination of the conduct of thrifty people leads to the conclusion that thrift may be either self-danaying or denying to other people.

経済学

簿記

右二科目経済科一年級ニ同シ

商科第二年級

簿記 (鹿野講師出題)

一 銀行簿記ニ於テ総テ日日ノ取引商一切ノ合計ヲ総勘定元帳金銀勘定ヘ記入スルモノ理由ヲ説明セヨ

二 某銀行ニ於ケル左ノ取引ニ対シ日記帳ノ記入ヲ示セ

甲、池上太郎ノ依頼ニ応シ甲地 (甲地ニ支店ヲ有ス) ヘキ荷為替ヲ取組ム取引番号甲第壹号貨物日本丸積肥料価格四万円保險金額四万円手形日附六月十五日期日同月二十九日手

形額面金参万円番号第一号荷受人木村半助割引料壹錢七厘
手数料四錢ノ割ニテ引去り同人手取金ノ内金四千円ハ同人
宛預金手形トナシ残額ハ現金ニテ支払フ

乙、中村三郎ノ依頼ニ応シ甲地（甲地ニ支店ヲ有ス）ヘ送金
為替ヲ取組ム受取人木村一郎番号甲第四号金額五千円手数
料四錢共ニ現金ニテ受取ル

丙、甲地支店ヨリ六月十二日堀尾茂助振出当所宛保証小切手
（堀尾茂助ノ当座預金ニ対シ保証セルモノ）第壹号金額参
千円支払済ノ旨報告ヲ受ク

鉄道（大久保講師出題）

一 タイヤー氏「ダブレット、システム」を詳説セヨ

二 客車ノ特別貸切及普通貸切ヲ説明セヨ

商業地理

一 朝鮮ノ商業ニ就テ述ヘヨ

二 清国揚子江地方ノ状況ヲ問フ

三 日本ヨリ北米合衆国ニ至ルニハ如何ナル航路アリヤ

四 日本ト南米トノ貿易ハ如何ナル有様ナルヤ

工業通論（関講師出題）

一 機械発達ノ影響ヲ概述スヘシ

二 工業ノ地方的集中ヲ生スル原因及其利益ヲ述フヘシ

三 特許制度ノ必要ヲ述フヘシ

商事経営論（上田講師出題）

一 家内工業制ト工場制トノ優劣ヲ問フ

二 販売「カルテル」ノ組織ヲ説明スヘシ

三 株式会社債等「アンダーライチング」トハ如何ナルコトカ

英作文（石川講師出題）

I 左ノ意味ノ電信文ヲ英文ニテ作ルヘシ

a 只今銀座ヨリ失火北風強ク当社亦危シ危険迫ラハ芝浜倉
庫ヘ避難スル計画ナリ

b 御注文ノ印度綿花目下品切ナリ三日内ニハ入荷アルヘシ
直段四十一円内外ノ見込ナリ

II 左ノ文ヲ英訳セヨ

c 購買力ノ無限ナル信越地方ノ情勢ヲ知ラント欲セハ宜シ
ク長野新聞ヲ読メ長野新聞ハ信越地方ニ於ケル新聞紙ノ
雄ニシテ広告ノ効力亦随テ偉大ナリ

d 市況ハ続テ不人気ニテ直段モ漸次下向ナリシモ印度地方
ノ收穫不作ナリトノ入電アリシヨリ売人ハ容易ニ手放サ
ス目下白眼合ヒノ姿ナリ

貨幣論（中島講師出題）

1. Mention requisite qualities of the material of money.

2. Is common measure of value one of essential functions of
money?

3. What is meant by "currency by weight"?

4. Define Composite Legal Tender.

5. Discuss defects of Bi-metalism (double standard)?

英文和訳及英和文訳（石川講師出題）

1. Many politicians of our time are in the habit of laying it down
as a self-evident proposition that no people ought to be free till

they are fit to use their freedom. The maxim is worthy of the fool in the old story, who resolved not to go into the water till he had learnt to swim? If men are to wait for liberty till they become wise and good in slavery, they may indeed wait forever.

2. As an inevitable consequence of the law that needs are increased by their satisfaction, the more goods a man has, the more he wants. The more assured he is of the morrow, the more exclusively does he concern himself with how he shall live and provide for his children and his children's children.

3. 先日山手線電車ノ中テ混血児ノ朝鮮人カ乗合セテ居テ本モ
ノノ歐洲人ヲ見テ巧ミナ日本語テ「彼レハ混血児タ其証拠ニ
ハ目ノ色ヲ見給ヘ」ト側ノ日本人ニ語ツテ居マシタ私ハ上野
カラ代々木ヘ行ク所テシタ
就職依頼ノ手紙(但シ五十語以内)

商業政策

銀行論

右経済科第三年級ノモノニ同シ